

# 個人負担金の免除について

定期接種対象者（インフルエンザ、新型コロナウイルス）のうち、免除対象者に該当する方は、予防接種を受ける際に、証明書類を提示することで個人負担金の免除を受けられます。接種を受けた後、証明書類を持参しても、免除を受けることはできません。

## ■ 個人負担金の免除対象者

個人負担金の免除を受けられるのは、次のいずれかの方です。

① 生活保護世帯の方

または

② 市民税非課税世帯の方 ※

※ 世帯全員が非課税の方

## ■ 免除を受けるための証明書類

免除対象者	免除に必要な「証明書類」
①生活保護世帯の方	<b>被保護証明書</b> ○令和6年度予防接種料免除のため（インフルエンザ、新型コロナ） 交付窓口：水戸市役所生活福祉課
②市民税非課税世帯の方	<b>世帯全員分の課税証明書【有料】</b> ○令和6年度課税証明書 交付窓口：水戸市役所市民課，市民税課（本庁舎），赤塚・常澄・内原出張所，各市民センター（三の丸・稲荷第一・内原を除く），パスポートセンター

②に該当する方のうち後期高齢者医療制度の対象者の方（75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上75歳未満の方）は、次の書類でも免除を受けられます。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（裏面の見本を参照）

○認定証：黄色のカード

○有効期限：令和7年7月31日

○適用区分：「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」

担当窓口：水戸市役所国保年金課 ※ 令和6年12月2日以降は発行されません。

この認定証は、予防接種の個人負担金免除のために発行されるものではありません。後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方が、必要に応じて申請した場合に交付されるため、全ての方がお持ちのものではありません。

### マイナ保険証

○健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

※ カードリーダーのない医療機関では確認できません。

※ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者でない方（非課税世帯でない方）は、免除を受けられません。

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（見本）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限		令和 7年 7月 31日	
交付年月日		令和 6年 8月 1日	
被保険者番号		00000001	
被 保 険 者	住所	茨城県水戸市中央1丁目4番1号	
	氏名	水戸 梅子	女
	生年月日	昭和5年5月5日	
発効期日		令和6年8月1日	
適用区分		区分Ⅰ	
長期入院 該当年月日	年 月 日	保険者 印	
保険者番号並 びに保険者の 名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印		

カードの色が「黄色」のもの

有効期限が  
「令和7年7月31日」のもの

適用区分が  
「区分Ⅰ」または  
「区分Ⅱ」のもの

## マイナ保険証での確認方法

**1 受付**

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード

**2 本人確認**

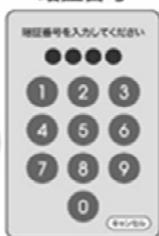
顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



顔をカメラに入れてください

暗証番号



暗証番号を入力してください

or

**3 同意の確認**

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

限度額情報の提供

提供する

同意する

など



# 個人負担金の免除について